昭 和 ４ ５ 年 ２ 月 １ ９ 日
長崎県警察本部訓令第５号
最終改正　平成11年10月１日

長崎県警察の賞揚金に関する訓令

（目的）

第１条　この訓令は、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）が、長崎県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）に授与する賞揚金（以下「本部長賞揚金」という。）に関し必要な事項を定め、もって職員の士気の高揚を図ることを目的とする。

（賞揚金）

第２条　本部長は、職員の生命又は身体に危険が及ぶおそれのある状況の下で当該職員がその職務を遂行した場合において、当該職務遂行における多大の苦労をねぎらい、かつ、当該職員を賞揚する必要があると認めるときは、当該職員に対し５０，０００円を超えない額の賞揚金を授与することができる。

２　前項に規定する場合において、当該職員が当該職務遂行によって負傷したときは、本部長は、前項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の表の左欄に掲げる負傷の程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる賞揚金を授与することができる。

負　傷　の　程　度　の　区　分	金　　額
(1)　全治２週間以上１か月未満の負傷	５０，０００円を超えない額
(2)　全治１か月以上の負傷（(3)の負傷を除く）	１００，０００円を超えない額
(3)(2)の負傷であってもその程度が特に著しいもの	２００，０００円を超えない額

（雑則）

第３条　本部長賞揚金の授与に関し必要な事項は、この訓令に定めるほか、本部長が別に定めるものとする。

附　則

この訓令は、昭和４５年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、昭和５２年６月１６日から施行する。

附　則

この訓令は、平成５年９月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成１１年１１月１日から施行する。